

袖ヶ浦市告示第139号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第2項  
及び袖ヶ浦市財務規則第55条第2項の規定により、次のとおり指  
定納付受託者を指定したので告示する。

令和7年6月16日

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩



1. 指定納付受託者の住所及び名称

（1）東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル  
8階

株式会社アイモバイル

（2）福島県耶麻郡猪苗代町字葉山7105番地

株式会社DMC aizu

2. 納付させる歳入

袖ヶ浦市ふるさと納税に係る寄附金

3. 納付させる期間

令和7年6月16日から令和8年3月31日まで